

令和8年度第1回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年4月6日（月）13時30分～14時48分

2. 開催場所 東金市役所 5階会議室

3. 議 案 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の承認について 18件
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について 15件
議案第3号 農業経営改善計画について
議案第4号 青年等就農計画について
議案第5号 農用地利用集積等促進計画について

4. 報 告 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 3件
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について 1件
報告第3号 地目変更登記申請に係る登記官からの照会について 9件
報告第4号 地籍調査事業に伴う農地の地目変更に係る認定について 53件

5. 出席委員 13名

会長8番吉井亨、1番野口哲由、2番細谷修、3番中田好一、4番農宮弘子、5番
平山光子、7番池田繁雄、9番石井政樹、10番市原勉、11番齊藤ひろ子、12
番子安明宏、13番秋山美徳、15番戸田敏一

6. 欠席委員 2名

6番篠崎輝武、14番片岡孝

7. 事務局 山老事務局長、糸久主査、白鳥副主査、中村主任主事

8. 議事録

議 長 委員定数15名中、13名出席しておりますので、総会は成立しております。定足数に達しておりますので、これより令和8年度第1回東金市農業委員会定例総会を開会します。

それでは、議事に入ります。初めに、議事録署名人の指名であります。本日は、13番秋山委員と15番戸田委員を指名します。両委員よろしく願いいたします。

また、本日の会議書記には事務局の糸久主査を指名します。なお、発言につきましては、議長の指名後をお願いいたします。審議の過程を詳細に議事録に記録しなければなりませんので、議事の進行にご協力をお願いいたします。

また、個人情報保護の観点から申請者の氏名、住所など個人が特定される発言はご遠慮いただくようお願いいたします。

それでは審議に入る前に事務局より本日の議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、本日の議案についてご説明申し上げます。議案書の1ページをお願いします。本日の議案は、5議案です。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の承認については、18件、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請の承認については、15件、議案第3号、農業経営改善計画について、議案第4号、青年等就農計画について、議案第5号、農用地利用集積等促進計画について、でございます。

 なお、農地法に係る議案の現地調査につきましては、令和8年3月30日午前9時より、3班の細谷委員、石井委員、斉藤委員、秋山委員にご出席いただき実施いたしました。なお、片岡委員につきましては、都合により欠席でございました。以上、ご報告申し上げます。

議 長 それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の承認について審議に入ります。

 申請番号1につきまして、秋山委員より意見発表をお願いします。

13番 番号1について説明いたします。本件は、農地法第3条の規定による使用賃借権設定の申請です。申請地は押堀字北新田の畑1筆542平方メートルの農地です。申請理由は、譲渡人は高年齢化のため規模縮小、譲受人は経営拡大のため、営農計画は農業ハウスの設置を予定しています。3月30日に現地を確認したところ、3条許可基準を満たしており、必要な書類も全て整っていることから許可相当と判断します。以上です。

議 長 次に、申請番号2及び3につきまして、関連しておりますので一括して秋山委員より意見発表をお願いします。

13番 番号2について説明します。本件は農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は、下谷字居下、畑171平方メートルの農地です。申請理由は、譲渡人は、高年齢で管理が困難なため、譲受人は新規就農です。営農計画においては、ネギ、キュウリ、ピーマンの作付けを予定しております。3月30日に現地を確認したところ、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類も全て整っていることから許可相当と判断します。

 番号3について説明します。本件は農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は、下谷字居下の田651平方メートルと下谷字下之台、畑3筆、合計1,252平方メートルで、合計1,903平方メートルです。譲渡人は農業をしておらず管理困難なため、譲受人は新規就農です。営農計画にはネギ、キュウリ、ジャガイモの作付けを予定しています。3月30日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類も全て整っていることから、許可相当と判断いたします。以上です。

議 長 次に、申請番号4及び5につきまして、関連しておりますので一括して斉藤委員より意

見発表をお願いします。

- 1 1 番 番号4について説明いたします。本件は農地法第3条の規定による賃借権設定の申請です。申請地は台方字花輪前の田一筆1, 0 2 1平方メートルと台方字弥勒前の田2筆、1, 5 0 4平方メートルで合計2, 5 2 5平方メートルの農地です。申請理由は、貸付人は高齢のため管理ができない、借受人は農業経営拡大のためです。3月30日に現地を確認いたしました。問題となるような状況は見られませんでした。申請書類等も整っており、許可相当と判断いたします。以上です。

次、番号5について説明いたします。本件は農地法第3条の規定による賃借権設定の申請です。申請地は、台方字花輪前の田5筆2, 6 9 5平方メートルと台方字弥勒前の田3筆2, 3 4 9平方メートルと台方字大作前3筆2, 7 3 6平方メートル、合計11筆で7, 7 8 0平方メートルの農地です。申請理由は、貸付人は農業を行っていないので管理ができない、借受人は農業経営拡大のためです。やはり3月30日に現地を確認いたしました。問題となるような状況は見られませんでした。申請書類等も整っており、許可相当と判断いたします。以上です。

議 長 次に、申請番号6につきまして、秋山委員より意見発表をお願いします。

- 1 3 番 番号6について説明します。本件は農地法第3条の規定による、所有権移転の申請です。申請地は押堀字高畑の畑6 0 1平方メートルの農地です。申請理由は、譲渡人は高齢化により農業経営を縮小するため、譲受人は農業経営拡大のため、営農計画においては稲の苗づくりを予定しています。3月30日に現地を確認しましたが、問題になるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は3条許可基準を満たしており必要な書類も全て整っていることから許可相当と判断いたします。以上です。

議 長 次に、申請番号7につきまして、細谷委員より意見発表をお願いします。

- 2 番 番号7について説明します。確認等は今まで発表した通り省かしていただきたいと思います。本件は農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は殿廻字権現の田1 8 2平方メートルの農地です。申請理由は、譲渡人は離農のため、譲受人は隣接して合わせて耕作したいため、営農計画は水稻の作付けを予定しております。現地を確認しましたが問題は見られませんでした。申請書類も確認しましたが、3条許可基準を満たしており、必要な書類も全て整っており許可相当と判断します。以上です。

議 長 次に、申請番号8につきまして、石井委員より意見発表をお願いします。

- 9 番 申請番号8について説明します。本件は農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は家之子字水深、中台谷、三木戸下、中台、谷山、後谷の田4筆で、4, 2 5 7

平方メートル、畑3筆709平方メートル、登記簿地目山林1筆665平方メートル、計8筆5,631平方メートルの農地です。申請理由は、譲渡人は離農のため、譲受人は農業経営拡大のためです。営農計画は水稻、稲の苗栽培を予定しております。3月30日に現地を確認しましたが、問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類も整っていることから、許可相当と判断いたします。以上です。

議 長 次に、申請番号9につきましても、石井委員より意見発表をお願いします。

9 番 申請番号9について説明します。本件は農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は松之郷字下殿井戸の田、141平方メートル、1筆の農地です。申請理由は、譲渡人は高齢で管理ができないため、譲受人は農業経営拡大のため、農業計画は水稻の作付けです。3月30日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認させていただきましたが、評価基準を満たしており、必要な書類も整っていることから、許可相当と判断します。以上です。

議 長 次に、申請番号10につきまして、秋山委員より意見発表をお願いします。

13 番 番号10について説明します。本件は農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は、北之幸谷字北新田の畑、2筆で268平米の農地です。申請理由は、譲渡人は畑の管理ができないため離農です。譲受人は農業経営拡大のため、営農計画はジャガイモの作付けを予定しています。3月30日に現地を確認しましたが、問題になるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類も全て整っていることから、許可相当と判断いたします。以上です。

議 長 次に、申請番号11につきまして、細谷委員より意見発表をお願いします。

2 番 番号11について説明します。本件は農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は田中字原口647平方メートル、申請理由は、譲渡人が所在不明者であり農業をする予定なしとのこと。譲受人は経営拡大のため、営農計画は水稻の作付けを予定しております。3月30日現地を確認しましたが、問題は見られず、書類も全て整っており3条許可基準を満たしております。問題ないと判断いたします。以上です。

議 長 次に、申請番号12につきまして、斉藤委員より意見発表をお願いします。

11 番 番号12について説明いたします。本件は農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は極楽寺字舞台の山林、現況は畑です。1筆面積は1,475平方メートルです。譲渡人と譲受人の土地は隣接しており、土地の形状を整え、有効活用を図ることを目的とした土地交換です。3月30日に現地を確認いたしましたが、特に問題となるような

状況は見られませんでした。また３条許可基準にも適しており、許可相当と判断いたします。以上です。

議 長 次に、申請番号１３及び１４につきまして、関連しておりますので、一括して石井委員より意見発表をお願いいたします。

９ 番 申請番号１３について説明します。本件は農地法第３条の規定による所有権移転の申請です。申請地は求名字東宮前、求名字宮後の田、２，５８５平方メートル、７筆の農地です。申請理由は、譲渡人は離農するため、譲受人は農業経営拡大のためです。営農計画は水稻の作付けを予定しております。３月３０日に現地を確認しましたが特に問題となるような内容はありませんでした。申請書類を確認しましたが、譲受人は３条の許可基準を満たしており、必要な書類も整っていることから、許可相当と判断します。

申請番号１４について説明します。本件は農地法第３条の規定による所有権移転の申請です。申請地は求名東宮前の畑２２８平方メートルの農地です。申請理由は、譲渡人は農業経営縮小のため、譲受人は農業経営拡大のため、営農計画はダイコン、キャベツの作付けを予定しております。３月３０日に現地を確認しましたが特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は３条許可基準を満たしており、必要な書類も整っていることから許可相当と判断いたします。以上です。

議 長 次に、申請番号１５から１７につきましては、営農型太陽光発電設備の設置に伴う、権利設定の更新許可申請であります。後程関連する５条許可申請と合わせて審議することといたします。

次に申請番号１８につきまして、細谷委員より意見発表をお願いいたします。

２ 番 番号１８について説明します。本件は農地法第３条の規定による所有権移転です。場所は田間字共和の田９９０平方メートルです。譲渡人は田の維持管理ができない、譲受人は農業経営拡大のためです。必要な書類も全て揃っておりますので許可相当と判断いたします。

議 長 担当委員の意見発表が終わりましたので、事務局の補足説明をお願いいたします。

事務局 議案書の３ページから７ページをお願いいたします。

申請番号１は、使用貸借権設定の申請です。場所は、押堀の最教寺の南西、約７００メートルに位置しています。譲渡人は高齢化のため経営規模縮小したいため、譲受人は隣の所有地と一体で農業経営拡大したいため、使用貸借権設定することとなったものです。作付け作目は、イチゴです。なお、賃借料は「なし」との記載です。３条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われます。

申請番号２及び３は、売買による所有権移転の申請です。場所は、下谷コミュニティ会館の東、約３００メートルから５００メートルの範囲に点在しています。譲渡人は農業を

していない、また高齢で管理ができないため、譲受人は新規就農のため、売買することとなったものです。作付け作目は、ネギ、キュウリなど野菜一般です。3条許可基準への適合ですが、従事日数等については問題ないと思われます。

申請番号4及び5は、賃借権設定の申請です。場所は、城西小学校の西、約250メートルから650メートルの範囲に点在しています。譲渡人は高齢で管理ができないため、また農業をしていないため、譲受人は農業経営拡大のため、賃借権設定することとなったものです。作付け作目は、全て水稻です。なお、賃借料は「全て1反歩あたり1俵半」との記載です。3条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われます。

ちなみに、前回の3月総会でのご指摘を受けまして、今回の総会から賃借権設定の案件で、その賃借料の情報については、事務局から、このように説明することいたします。

申請番号6は、売買による所有権移転の申請です。場所は、押堀の最教寺の南西、約500メートルに位置しています。譲渡人は高齢で農業経営縮小のため、譲受人は農業経営拡大のため、売買することとなったものです。作付け作目は、稲苗です。3条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われます。

申請番号7は、売買による所有権移転の申請です。場所は、殿廻公民館の北、約500メートルに位置しています。譲渡人は耕作をやめたため、譲受人は隣の所有地と一体で農業経営拡大したいため、売買することとなったものです。作付け作目は、水稻です。3条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われます。

申請番号8は、売買による所有権移転の申請です。場所は、家之子の公平水路橋を中心に、約300メートルから800メートルに点在しています。譲渡人は離農のため、譲受人は農業経営拡大のため、売買することとなったものです。作付け作目は、水稻です。3条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われます。

申請番号9は、売買による所有権移転の申請です。場所は、東金商業高校の東、約200メートルに位置しています。譲渡人は高齢で管理できないため、譲受人は隣の所有地と一体で農業経営拡大したいため、売買することとなったものです。作付け作目は、水稻です。3条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われます。

申請番号10は、売買による所有権移転の申請です。場所は、山武広域水道企業団の北西、約500メートルに位置しています。譲渡人は離農のため、譲受人は農業経営拡大のため、売買することとなったものです。作付け作目は、じゃがいもです。3条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われます。

申請番号11は、譲受人以外の他2名が所有している共有持ち分移転の申請です。場所は、下田中農村協同館の南西、約300メートルに位置しています。譲受人は、元々3名共有名義の当該地の3分の1のみの権利を取得しており、また昨年残りの3分の1の権利を贈与により取得し3分の2までの権利を得ておりましたが、最後の残りの3分の1の権利者が所在不明な相続人であるという事実が明らかになりました。そのため譲受人は裁判所に対し共有者持ち分の取得を認めてもらうための申し立てておりましたが、このたび、そ

の持分取得が認められたとの決定を受け、譲受人は農業経営拡大のため、今回の申請となったものです。作付け作目は、水稻です。3条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われます。

申請番号12は、交換による所有権移転の申請です。場所は、極楽寺の特別養護老人ホーム福福の里の北西、約850メートルに位置しています。譲渡人と譲受人はお互いの土地形状を整えるため土地を交換し、それぞれ有効活用を図ろうとするもので、この交換によって、本年2月総会にて審議許可した譲渡人所有となる周辺伐採樹木の置場と、譲受人との土地の間に不整形な残地をなくするのが目的であります。譲受人の作付け作目は、ねぎを計画しており、また3条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われます。

申請番号13及び14は、売買による所有権移転の申請です。場所は、城西国際大学の北西、約800メートルに位置しています。譲渡人は離農のため、また農業経営縮小のため、譲受人は農業経営拡大のため、売買することとなったものです。作付け作目は、田は水稻、畑は大根、キャベツです。3条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われます。

申請番号18は、売買による所有権移転の申請です。場所は、前之内の第3保育所の北西、約450メートルに位置しています。譲渡人は管理ができないため、譲受人は農業経営拡大のため、売買することとなったものです。作付け作目は、水稻です。3条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われます。

説明は以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の補足説明が終わりました。ご意見等ございますか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしの声もありましたので、採決に移りたいと思います。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の承認について、申請番号15から17を除き、原案通り賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。出席委員全員の賛成により原案どおり可決されました。

次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請の承認について審議に入ります。

申請番号1につきまして、細谷委員より意見発表をお願いいたします。

2 番 農地法第5条の規定による所有権移転を伴う転用の申請です。申請地は家徳字上南の畑555平方メートルの農地です。転用目的は借家3棟建築、面積67.9平方メートル×3棟、203.7平方メートルで、造成計画は、整地のみ、汚水は合併浄化槽、雨水は敷地

内浸透、隣接と境界をブロックして明確にする。申請に必要な書類も全て整っており、許可相当と考えております。以上です。

議 長 次に、申請番号 2 につきましても、石井委員より意見発表お願いいたします。

9 番 申請番号 2 について説明いたします。本件は、農地法第 5 条の規定による所有権移転を伴う転用の申請です。申請地は田間字六ツ島の田、1, 3 4 1 平方メートルの農地です。転用の目的は、宅地分譲 5 区画の予定で造成計画は、山砂による埋め立て及び整地工事の実施、周辺農地への被害防除対策は、ブロック土留めの設置により、土砂流出を防止、排水については、汚水は小型合併浄化槽で排水路へ放流、雨水は敷地内浸透です。3 月 3 0 日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請に必要な書類も全て整っており、許可相当と判断いたします。以上です。

議 長 次に、申請番号 3 から 5 につきまして、先ほど申し上げました通り議案第 1 号の申請番号 1 5 から 1 7 と関連がございますので、あわせて審議をお願いいたします。それでは細谷委員発表お願いいたします。

2 番 3 条、5 条併せて発表いたします。農地法第 5 条の規定により転用と第 3 条の一時転用の更新の申請です。申請地は、宿字申新田、南原、荒生字上野の 8 筆で、合計 9, 5 0 8 平方メートルの農地です。申請理由は、区分地上権賃借権設定の更新のためです。申請書類を確認しましたが、必要な書類は全て整っていることから許可相当と判断します。以上です。

議 長 次に、申請番号 6 につきましても、細谷委員より発表お願いいたします。

2 番 発表します。農地法第 5 条の規定による所有権移転の申請です。申請地は関下字天神後の畑、7 6 0 平方メートルの農地です。転用の目的は資材置き場用地です。関下区の排水同意書その他申請に必要な書類も全て整っており、許可相当と判断いたします。以上です。

議 長 次に、申請番号 7 につきましても、細谷委員より発表お願いいたします。

2 番 農地法第 5 条の賃借権設定と農地転用の申請です。申請地は求名字堤崎の田、2 筆 2, 0 6 2 平方メートルの農地です。申請理由は園庭グラウンドです。それと駐車場用地 2 0 台です。期間は 2 0 年です。グラウンド 1, 4 4 2 平方メートル、あとは 2 0 台の駐車場です。6 0 0 平方メートルが駐車場です。申請地は第 3 種農地です。必要な書類は全て整っており、許可相当と判断いたします。以上です。

議 長 次に、申請番号 8 から 1 5 につきまして、同一事業地に関連しておりますので、一括し

て斉藤委員により意見発表をお願いします。

11番 8から15番までは借受人が同一ですので、全て一括で説明させていただきます。本件8から15番は、農地法第5条の規定による転用に伴う所有権移転の申請です。譲渡人は、県内で8名、県外1名の9名です。申請地は、油井字クボ田の田12筆10,146.15平方メートルとその他79平方メートルの農地ですが、一部の5,617.15平方メートルは農振地域から除外されております。申請理由は、譲受人は、昨今の建築資材高騰による対策として資材一括購入をしてコストダウンを図るため、資材置き場としての活用と、また貸資材置き場としても考えています。事業計画書、埋め立て等事業計画書、資金計画書、残高証明書も添付されており、隣接地の方にも説明され、その他の書類も全て整っています。3月30日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでしたので、許可相当と判断いたします。以上です。

議長 担当委員の意見発表が終わりましたので、事務局の補足説明をお願いします。

事務局 議案書の8ページから11ページをお願いいたします。

申請番号1は、売買による所有権移転を伴う転用の申請です。場所は、正気小学校の北西、約500メートルに位置しています。転用の目的は、貸家3棟の建築です。立地基準につきましては、申請地は、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地に該当すると判断され、許可となりうる農地です。所要資金につきましては、全額、自己資金により賄う計画となっており、残高証明書が添付されています。

申請番号2は、売買による所有権移転を伴う転用の申請です。場所は、東小学校の南西、約150メートルに位置しています。転用の目的は、宅地分譲5区画の用地です。立地基準につきましては、申請地は、都市計画法に基づく用途地域内にある農地であることから、第3種農地に該当すると判断され、許可となりうる農地です。所要資金につきましては、全額、自己資金により賄う計画となっており、残高証明書が添付されています。

申請番号3から5につきましては、いずれも営農型太陽光発電設備の設置を目的とした、賃借権の設定を伴う農地法第5条の一時転用許可の更新申請です。本件、一時転用の許可につきましては、パネルの設置に係ることから、3条の区分地上権の設定に係る許可と同時にすることになります。右欄記載のとおり、更新期限が迫っていることから、3年間の期間更新申請が出されたものであります。申請番号3から5につきましては、営農型太陽施設のパネル支柱、引込用支柱、盗難防止用囲みフェンスなどに対する賃借権設定を伴う一時転用の更新申請となります。いずれも太陽光パネル下の作付け作目は、サカキで、販売実績は、ありませんが、本格的な収穫ができるまで今しばらく生育を見守るとの計画書が提出されております。なお、パネル下部の譲渡人所有地との間で、議案書6ページから7ページ記載の申請番号15から17のとおり、農地法第3条による上部太陽光施設に対する区分地上権設定についての許可申請が併せて出されております。

申請番号6は、売買による所有権移転を伴う転用の申請です。場所は、日本ペイントの北東、約400メートルに位置しています。転用の目的は、資材置場用地です。借受人は不

動産業を経営しており、当該地は自社扱い物件にも近く利便性が良いことから、お客様対応のための、分譲、造成に必要な資材置場として計画したものであります。立地基準につきましては、申請地は、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地に該当すると判断され、許可となりうる農地です。所要資金につきましては、全額、自己資金により賄う計画となっており、残高証明書が添付されています。

申請番号7は、賃借権設定を伴う転用の申請です。場所は、求名駅の北西、約150メートルに位置しています。転用の目的は、園庭及び駐車場です。借受人は、申請地の隣で保育園を運営しており、このたび、農業振興地域からの除外手続きも済み、園児のための園庭を計画したのと、来園者のための駐車場を設置するための転用申請を届け出たものです。なお、賃借料は平米あたり年1,920円ということで、年間だと約400万円とのことです。立地基準につきましては、申請地は、300メートル以内に鉄道駅の改札口がある位置関係から、第3種農地に該当すると判断され、許可となりうる農地です。所要資金につきましては、全額、自己資金により賄う計画となっており、残高証明書が添付されています。

申請番号8から15は、賃借権設定2筆と、所有権移転10筆を含む転用の申請です。譲渡人は賃借権設定が1名、所有権移転が8名となっております。場所は、丘山地区コミュニティセンターの東、約300メートルに位置しています。転用の目的は、貸資材置場です。譲受人は、茂原市を本社に不動産業や建設業を中心に幅広く経営をしており、このたび業務拡大のため、また高騰する資材費のコスト縮減のため、資材を一括しておける広い土地を探してありましたところ、譲渡人との間で契約がまとまり、今回の転用申請となったものであります。なお、農業振興地域が一部ありましたが、その除外手続きも済んでおります。資材置場自体は、譲受人が取引先の一つである八街市に本社を置く会社に貸し付け、事業を行う計画であります。賃貸借契約書も添付されており事業が確実に行われることが確認できております。なお、番号8の賃借料は、計478平方メートルに対し、年あたり32万5千円とのことを確認しております。

また、この番号8を含めまして番号15までの申請地合計は、10,146.15平方メートル、それと地目雑種地2筆で79平方メートルを含めまして全体計画面積10,225.15平方メートルに対しての資材置き場賃借人への賃料は1月あたり90万円となっております。立地基準につきましては、申請地は、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地に該当すると判断され、許可となりうる農地です。所要資金につきましては、全額、自己資金により賄う計画となっており、残高証明書が添付されています。説明は以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の補足説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

2 番 3条と5条、3月30日午前、4名の農業委員で現地確認いたしました。書類等も間違いございませんでした。また今、事務局から説明がありました通りでございますので、異議なしと判断いたします。以上です。

議 長 他にございますでしょうか。

(「意義なし」との声あり)

議 長 異議なしの声がありましたので、採決に移りたいと思います。議案第 2 号、農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について、また、議案第 1 号の申請番号 15 から 17 の承認について、原案通り賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。出席委員全員の賛成により原案通り可決されました。
次に議案第 3 号、農業経営改善計画について審議に入ります。農政課より説明をお願いいたします。

農政課 それでは、議案第 3 号について説明させていただきます。農業経営基盤強化促進法第 12 条第 4 項の規定によりまして、意見を求めた案件は新規 1 件でございます。

1 ページをご覧ください。こちらは求名の農業者です。営農類型は水稲と施設野菜です。営農改善につきましては、機械の導入により収量増加を図るものです。機械、施設につきましては、循環扇や加温機などを導入するものとなっております。

以上、新規 1 件の申請内容を説明させていただきましたが、これらの計画内容は、農業経営基盤強化促進法第 12 条第 4 項の各要件に該当しておりますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長 農政課の説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(「意義なし」の声あり)

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。議案第 3 号、農業経営改善計画について、原案通り賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。出席委員全員の賛成により原案通り可決されました。
次に議案第 4 号、青年等就農計画について審議に入ります。農政課より説明をお願いいたします。

農政課 それでは、議案第 4 号についてご説明させていただきます。農業経営基盤強化促進法第 14 条の 4 の規定によりまして、意見を求めた案件は新規 1 件でございます。

1 ページ目をご覧ください。営農開始日は令和 9 年 1 月を予定しております。東金市押

堀で営農を予定しており、営農類型は水稻です。今後は、押堀を中心として耕作面積を増やし、機械、施設を拡充しながら地域の中心的な担い手を目指すものとなっております。

以上、新規1件の申請内容を説明させていただきましたが、これらの計画内容は、農業経営基盤強化促進法第14条の4の要件に該当しております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 農政課の説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(異議なし)

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。

議案第4号、青年等就農計画について、原案通り賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長 ありがとうございます。出席委員多数の賛成により原案通り可決されました。

次に、議案第5号、農用地利用集積等促進計画について審議に入りますが、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限に関する案件がございますので、4番農宮委員は退出をお願いいたします。

一時休憩します。

(農宮委員退室)

議 長 再開します。

事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第5号、農用地利用集積等促進計画案についてご説明申し上げます。

議案書は14ページ、資料は別冊の農用地利用集積等促進計画をお願いいたします。本議案は、農地中間管理機構が農用地利用集積等促進計画を定めるもので、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定により、農業委員会の意見を求められた案件でございます。内容については、農地中間管理機構を介しての賃借権設定で、令和8年4月、農用地利用集積等促進計画案一覧のとおり、市内耕作者16名への貸付となっております。権利の設定を受ける者は、農用地利用集積等促進計画の認定基準である農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしております。説明は以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。

議案第 5 号、農用地利用集積等促進計画について、原案通り賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。出席全員の賛成により原案通り可決されました。
一時休憩します。

(農宮委員入室)

議 長 再開します。
次に報告第 1 号から第 4 号について事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書の 15 ページから 16 ページをお願いいたします。

報告第 1 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出についてです。2 月 26 日から 3 月 23 日までに受付した案件は 3 件です。いずれも相続により所有権を取得したもので、いずれも斡旋等の希望はありません。

議案書の 17 ページをお願いいたします。

報告第 2 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知についてです。2 月 26 日から 3 月 23 日までに受付した案件は 1 件です。こちらは双方合意による賃貸借の解約です。

議案書の 18 ページをお願いいたします。

報告第 3 号、地目変更登記申請に係る登記官からの照会についてです。9 件の照会があり、現地調査を 3 月 10 日と 24 日に実施いたしました。調査の結果、照会番号 1 は、一部は農家住宅及び農業用倉庫に供しており農地への復元が困難と判断し非農地と回答しました。それ以外の部分は、通常の農耕機械で農地に復元できることから農地で回答しました。また、番号 2 は、通常の農耕機械で農地に復元できることから農地で回答し、その他、番号 3 から 9 については、農地への復元が困難な状況であると判断し、非農地で回答したものでございます。

議案書の 19 ページから 20 ページをお願いいたします。

報告第 4 号、地籍調査事業に伴う農地の地目変更に係る認定についてです。令和 8 年 3 月 24 日付けで東金市長より、農地 53 筆について照会がありました。現地調査したところ、全て非農地で回答したものでございます。

報告事項については、以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとの声がありましたので、以上で本定例総会に提出された案件は全て終了いたします。

これをもって定例総会を閉会といたします。慎重審議ありがとうございました。